博 士 論 文 (要約)

植民地初期台湾の土地所有観と都市の近代化に関する研究

黄 天祥

本論文は、日本の植民地統治初期の台湾において、植民地政府である台湾総督府が実施した土地調査事業の期間中に(1898-1904)起こった土地紛争と市区改正事業などの都市計画事業を対象に、その過程に見られる植民地社会の実態とそれが都市空間に与えた影響について考察するものである。

本論の構成として、1章、2章では台湾の慣習的土地制度と、植民地初期の係争の構造を整理する。3章、4章、5章では係争が頻発した背景として、植民地政府による都市への介入とその具体的な様相を解明する。具体的には、1章、2章では、植民地政府による土地調査、旧慣調査事業における土地の慣習に関する記述内容にもとづいて、係争の具体例を分析することで、当該期の係争の実態とその原因を把握しようとする。3章から5章では以上の係争の構造を念頭に、都市で起きた係争と当時期の都市改造の政策・計画の実態を照らし合せて、植民地政府による在来の土地所有構造の再解釈がいかに都市空間を規定したかを探求する。

第1章では、法制史や経済史分野の先行研究を参照しつつ、植民地初期の土地調査と旧慣調査 事業に見られる植民地政府の台湾土地慣習の理解の実態を把握し、当時北部台湾で起こっていた 係争とあわせて見ることで、植民地初期に土地をめぐる係争が多発していた社会の状況を把握す る。

具体的には、台湾の土地に存在した「業」概念、農地の権利関係である大租小租関係、宅地の権利関係である地基権に着目し、土地調査及び旧慣調査事業が明らかにしてきたそれぞれの法的な解釈を把握し、とくに各時期の報告書に見られた地基権をめぐる記述内容の相違に注目し、台湾人の間の土地への意識の変化について考察した。ここでは北部台湾で起きた土地紛争が調査報告の記述内容を転換させたとする法制史分野の先行研究を踏まえ、都市の発展が台湾人の土地の権利意識を変化させたのではないか、という視点から台湾の宅地の権利関係を見ている。そして、土地慣習について把握したうえで植民地初期に日本人の台湾移住により土地権利の商品化が進み、土地市場が形成されるなかで係争が起きていた北部台湾社会の実態を観察し、本論の背景となる都市社会の実態を把握した。

第2章では、係争が多発した植民地初期の社会を背景に、「高等土地調査委員会」の裁決文書を素材に係争の実例を分析している。なかでも、係争に見られる土地権利移転の状況と日本人業者の土地利用の実態に着目し、土地市場が形成されたことによる都市空間の変化を観察した。

係争事例からは土地権利を入手した日本人が土地の形質を改造したり、既存の住宅を増築や改築したりしたうえで商品として転売する傾向あったことが分かった。少数の業者が土地の権利を買い取って、改造したうえで転売することが地価や不動産価値の上昇につながっていた。これは台湾の土地が単に生産や住居のためのものというだけでなく、市場に流通する商品になっていったことを示している。

一方、植民地政府が日本人業者による土地の売買に強い警戒心を示していたことが、裁決書の仲裁から伺われる。係争の所在地をみると、基隆では沿岸地域で発生した事例が多かった。そこでは日本人業者は土地の権利を買い取った後、当該地の地先にある「海埔」と呼ばれる沼地を埋立て、新たな敷地に家屋を建設するのが常であった。これに対して、土地調査行政による裁決は

つねに申告時期の超過を理由にその土地権利を否定していた。このほか、沼の開発による土地造成に対しても、政府は行政命令により埋め立てられた土地を国有化しており、日本人業者による私的な開発をけん制するねらいがあった。

このほか、土地調査の裁決からは在来都市で起きた係争として、土地権利を買い取った業者が 現地住民に地代の増額や敷地の返還を要求していた事例があった。これに対して、政府は司法と 同じ立場に立ち、現地住民が所持していた権利を重視する姿勢を見せたほか、そこには土地の売 買により都市が変動するリスクを抑えようという配慮がうかがえた。

土地調査裁決の分析により、植民地期に台湾の土地の商品化及び土地市場が発達し、在来の土地権利関係が解体していく様子が分かる。それが原因で日本人と現地住民との間に紛争が起きていた。本章では裁決書の分析から植民地政府が高等土地調査委員会の裁決により権利の所属を確定させる一方で、行政裁決により土地市場が活発化するのをけん制する意向があった様子がうかがえた。

第3章からは、この時期に係争が頻発することを念頭に、植民地政府の都市への介入の実態に着目する。3章では、明治29、30年に実施された排水工事を通じて都市改造の実態と台北城内の係争を照らし合わせることで、紛争と都市改造の関係について論じた。

植民地政府は明治29年から台北城内を対象に、排水工事計画を実施し、それに伴い城内の空地を明治29年から明治30年にかけて徐々に買収し収用した。一見衛生改造のために行われた土地買収だが、実際には台北城内の土地市場の形成に先駆けて土地を官有地化しようとする動きだったことが、政府間のやりとりからわかった。また、計画では将来的には台北城を諸官署、学校、病院が集まる政治の中心地とすることを見込んでいたほか、台湾へ移住してきた日本人の民間活力により商業の発展や町の活性化を期待していたことが示された。

一方、排水工事の実施に伴い不動産売買を禁止したことが都市の発展を阻んでいるという意見が民間から総督府へ具申書として提出されていた。これを受け児玉・後藤体制による新政権は、明治31年に台北城内土地の売買禁止の行政命令を解除し、それに備えて実施されていた排水工事に必要な敷地の買収を急だ。だが、台北城内の土地市場の復活により政府は再び土地問題に直面することになる。

主な問題は土地価格が上昇したことに加え、土地が二重、三重に転売されていたことであった。 重畳的な権利関係が転売された結果、土地の実権の所属をめぐって各権利者の間で紛議を招いた。 土地権利の二重転売に関連する係争例のうち、政府による土地収用に関係する事例も少なくなく、 なかには台湾人の元権利者による詐欺行為を指摘するものもあった。これらの事例は、高等土地 調査委員会による仲裁で決着がついたが、一部の係争例からは裁決という行政手段で権利所属の 争議を解決しようとしていたことが示唆されている。

以上のように、第2章で述べた土地の商品化、地価上昇などの事象が植民地初期の台北城でも起こっていた。植民地政府の排水工事計画は都市の衛生環境の整備をねらいとするだけでなく、土地市場の形成に対応しようとする側面もあり、城内の土地の売買の禁止と空地の全面的な買収が行われた。しかし、この政策は後に解除される。それは植民地政府が都市の発展に民間の活力

が必要だとして、土地市場を認めたからであった。だが、政府による土地収用や土地権利の転売などの台北城内での様々な変化が再び台湾伝統の土地慣習をめぐって紛争をもたらしていた。以上、本章では官民が競い合う様子や多発する係争などから台北城内の土地の性格の変化を把握しようとした。

第4章では明治33年に公表された「臺北城内市區計畫」を対象に、計画発布前後の土地権利の 移転状況を把握することによって、土地所有の観点から市区改正の実態を捉えようとした。現存 している土地処分に関連する行政記録を用い、「民有地収用」、「官民有地交換」、「官署敷地 交換・移転」の三つの類型を抽出して、分析を行った。

「臺北城内市區計畫」の発布前後では、城外の土地買収と、官民間の土地交換、各官署間の敷地の移転や交換が実施され、台北城の内外一帯で土地権利が激しく変化していた。市区改正は実態として大規模な権利移転の作業だったと言うことができる。土地権利の移転状況の把握からはいくつかの特徴が捉えられた。「民有地収用」記録の分析からは、明治30年の城内の土地買収以後、政府が引続き台北城外の南側と東側一帯で土地買収を行い、城外で土地を集積しようとする意図が示唆されていた。また、「官民有地交換」の記録からは、政府が土地交換の手法で城外の土地を取得するとともに、城内の官有地を民間に移転していたことが示されている。官民間の土地交換の実施によって、政府は台北城外の土地集積を進めていったほか、植民地政府の鉄道事業に必要な敷地を取得していった。他方、交換による城内の土地が民に移転されたことは民間が都市発展へ参入することを認めたことを示している。そして、「官署敷地交換・移転」を通じて、各官署や軍用施設の所在は定着していくことになる。

以上の土地権利の移転状況からは、台北城内市区計画の実質が土地の配分及び再編成の手法から成り立っており、そこに城内の各官署の所在地を確定し、一部の土地の私有化を認める意図が込められていたことが分かる。

しかし、こうした一連の行政措置は、明治36年に政府と台湾人陳汝漢との間に起きた訴訟の発生によって破綻する。これも台湾土地の慣習との間で起きた係争であった。この明治36年の「陳汝漢地基租金事件」では政府は土地収用に際して当該の土地に帯びていたほかの私権関係は自動に消滅すると主張している。これに対して司法機関は公法を発動して民権を侵害していると行政の主張に反対している。結局、政府は土地収用に際しては大租権という私権関係は承認されないという行政命令を出して事態の収束を図ったが、行政と司法の間の確執からは統治側の内部で不具合が生じていたことが示されている。

第5章では建築に目を向けて在来の官廟や書院といった施設が近代的な公共施設へ転換していくなかで、どのような係争や土地権利の変化が起き、施設の意義が変化したかについて考察した。まず植民地初期の台湾旧慣調査の成果をもとに、儒学、書院、官廟などの伝統的な施設の成立経緯、社会における役割、財産権の法的な性質について検討した。次に植民地初期の台北城における伝統的な施設に関する係争を取り上げ、係争発生の経緯を把握したうえで事件に関与した植民地政府と台湾人のそれぞれの主張について分析を行った。最後に、以上の検討を念頭に政府による市区改正の実施及び公共施設の建設に注目し、その実態と変化の意味について論じた。

以上の検討を通して、植民地初期に台北城内において各公共施設がの成立を、台北城の土地の従前の性格が規定していたとの結論を得た。また、元々存在していた官廟、書院などの伝統的な施設は政府決定により撤去されていったが、元々の施設に向けられていた台湾の人々の意識は依然としてその土地に影響を与え続けていた様子がうかがえた。都市空間の近代化は、ものごとが断絶されて技術や知識が移植されるのではなく、元々の場所の性格を受け継いで生まれ変わるものである点を、筆者は強調することで結論とした。

各章の検討を通じ、結論では都市改造とは単に既存の都市空間を置き換えて新たな空間を実現していくものではなく、土地の処分という複雑な過程を介して実現されるものだという前提に立ち、植民地政府による都市への介入に際して既存の構造を理解し各局面へ調停がなされた結果として「市区改正計画」を位置づけた。最後に植民地初期の都市空間の変容に伴う社会のありかたについて、比較史の視点から日本と台湾の近代都市史を横断して検討しうる可能性を提起した。